

平成30年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第1号

専決処分について（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事等委託契約の変更）

本件は、平成28年第2回定例会で承認された赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事等委託契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日（契約変更の日）
平成30年1月10日
- 変更内容
工 期 契約締結の日の翌日から平成30年1月31日まで
→ 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで
- 理 由 国道の電線共同溝に接続する管路の工事の実施方法等について、国との協議に時間を要したことによる変更

区長報告第2号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、庁有車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成30年1月18日
- 損害賠償額 2万3,231円
- 概 要 平成29年8月31日世田谷区東玉川一丁目12番先の道路上において、庁有車が駐車中の普通貨物自動車に接触し、当該車両の一部を破損させた交通事故に伴う損害賠償です。

議案第1号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第2号

港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、非常勤職員について新たな職責を設けることに伴い、職責に応じた報酬水準を確保するため、非常勤職員の報酬限度額を引き上げるものです。

- 内 容 非常勤職員のうち一般業務に従事する者の報酬について、限度額を次のとおり引き上げます。
 - ・月 額 238,000円 → 299,000円
 - ・日 額 19,000円 → 23,900円
 - ・時間額 6,300円 → 8,000円
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第3号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、職員の職を見直し新たな給料表に移行するほか、扶養手当の月額を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 職務の級を変更し、新たな給料表に移行します。
 - ・行政職給料表(一) 8級制 → 6級制
 - ・医療職給料表(二) } 7級制 → 5級制
 - 医療職給料表(三) }
 - (2) 扶養手当の月額を次のとおり改定します。

	現 行	改正案	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
配偶者	13,700円	10,000円	6,000円
子	6,000円 (13,700円)	7,500円 (10,000円)	9,000円

(括弧内は、職員に配偶者がいない場合の子のうち1人の金額)

- 施行期日 平成30年4月1日

議案第4号

港区街づくり推進事務手数料条例及び港区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している建築基準法の条項番号を変更します。
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第5号

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、「都市公園法施行令」の一部改正に伴い、条例で定めることとされた都市公園の敷地面積における運動施設の割合を定めるものです。

- 内 容 都市公園の敷地面積における運動施設の割合を100分の50とし、青山公園については100分の70とします。
- 施行期日 公布の日

議案第6号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

本案は、利用者サービスの充実を図るため、障害保健福祉センターの事業実施日を拡大するとともに、施設の利用時間を延長するものです。

- 内 容
 - (1) 児童の療育に関する相談事業について、平日に加え、第1土曜日及び第3土曜日に実施することとします。
 - (2) 生活介護及び就労継続支援事業で利用する施設の利用時間を延長します。
 - ・午前9時から午後5時まで → 午前9時から午後6時まで
 - (3) その他規定の整備
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第7号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例及び港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

本案は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項番号を変更します。
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第8号

港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（新規）

本案は、「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、住宅宿泊事業の適正な運営の確保について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

- 内 容
 - (1) 区及び住宅宿泊事業者の責務を定めます。
 - (2) 住宅宿泊事業を制限する区域及び期間を定めます。
 - (3) 住宅宿泊事業者は、近隣住民に対し書面により事前に周知することとします。
 - (4) その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保について必要な事項を定めます。
- 施行期日 平成30年6月15日。ただし、(3)については、同年3月15日

議案第9号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項番号を変更します。
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第10号

港区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、被保険者となる対象を追加するものです。

- 内 容 入院等で東京都外に転出した国民健康保険の被保険者であった者を後期高齢者医療の被保険者に追加します。
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第11号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、第7期港区介護保険事業計画に基づき保険料を改定するほか、「介護保険法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
 - (1) 保険料の所得段階区分を現行の15段階から17段階とするとともに、保険料を改定します。
 - (2) その他規定の整備
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第12号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法」の一部改正により、共生型地域密着型通所介護事業が区の実施する指定地域密着型サービスに位置付けられたことに伴い、当該事業の基準を条例で定めることとされたため、規定するものです。

- 内 容
 - (1) 共生型地域密着型通所介護事業の基準を定めます。
 - (2) その他規定の整備
- 施行期日 平成30年4月1日

議案第13号

港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新規）

本案は、「介護保険法」の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営の基準等を条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- (1) 指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営の基準を定めます。
- (2) 条例で定める指定居宅介護支援の事業の申請者は、法人とします。

○ 施行期日 平成30年4月1日

議案第14号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 指定介護予防支援事業者等が連携に努めなければならない事業者に指定特定相談支援事業者を追加します。

○ 施行期日 平成30年4月1日

議案第15号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、幼稚園教育職員の扶養手当の月額を改定するものです。

○ 内 容 扶養手当の月額を次のとおり改定します。

	現 行	改正案	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
配偶者	13,700円	10,000円	6,000円
子	6,000円 (13,700円)	7,500円 (10,000円)	9,000円

(括弧内は、職員に配偶者がいない場合の子のうち1人の金額)

○ 施行期日 平成30年4月1日

議案第16号

平成29年度港区一般会計補正予算（第6号）

議案第17号

平成29年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案第18号

平成29年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

議案第19号

平成30年度港区一般会計予算

議案第20号

平成30年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第21号

平成30年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第22号

平成30年度港区介護保険会計予算

議案第23号

工事請負契約の承認について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等解体工事）

本案は、港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等解体工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|----------|---|
| （1）工事の規模 | ・建物解体工事
鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上13階
建て 延べ4,823.41㎡
・アスベスト除去工事 |
| （2）契約金額 | 2億6,460万円 |
| （3）工 期 | 契約締結の日の翌日から平成30年12月14日
日まで |

- (4) 契約の相手方 東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号
株式会社丸利根アペックス

議案第24号

工事等委託契約の変更について（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、平成28年第2回定例会で承認された赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事等委託契約について、契約金額を変更するものです。

○ 変更内容

契約金額 2億2,628万9,069円
→ 1億7,262万7,830円
(5,366万1,239円減)

- 理由 受託事業者の工事契約における落札差金等による変更

議案第25号

包括外部監査契約の締結について

本案は、地方自治法第252条の36第2項の規定に基づき、平成30年度の包括外部監査契約を締結するものです。

○ 内容

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
(2) 契約の相手方 公認会計士 谷川 淳 氏
(3) 契約の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(4) 契約の金額 972万円を上限とする金額

議案第26号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁方法の特例を定めるため、規約の一部を変更するものです。

- 内容 平成30年度分及び平成31年度分の保険料の軽減のために、関係区市町村の一般会計から負担を求める経費を規定します。
- 施行期日 平成30年4月1日